

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(財政課)	三
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子ども・家庭支援課)	四
有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	四
令和五年度牛伝染性リンパ腫の検査の実施	(家畜防疫対策室)	四
令和五年度ブルセラ症及び結核の検査の実施	(同)	五
令和五年度ヨーネ病の検査の実施	(同)	五
令和五年度アカバネ病の検査の実施	(同)	五
令和五年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	六
令和五年度豚熱の検査の実施	(同)	六
令和五年度オーエスキー病の検査の実施	(同)	六
令和五年度高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施	(同)	六
令和五年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬パラチフス、豚ブルセラ症の検査の実施	(同)	七
令和五年度腐蛆病の検査の実施	(同)	七
家畜伝染病予防法に基づく注射の実施	(同)	七
県営土地改良事業の工事の完了(二件)	(農村振興課)	八
道路の区域変更	(道路課)	八
道路の供用開始	(同)	八

公 告

- 令和三年度個人情報保護条例の運用状況 (県政情報・文書課) 八
- 令和三年度情報公開条例の施行状況 (同) 一〇
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教職員課) 一二
- 教育委員会
- 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則 一二
- 労働委員会
- 宮城県労働委員会個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示 一二
- 雑 報
- 有料道路の料金変更の報告 一三

規 則

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員等の旅費支給規則(昭和三十五年宮城県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「一週間」を「二週間」に改める。

別表第一(その二)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とし、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」と「第22条の4第1項」に改める。

別表第二(その二)中	「概算払精算確認年月日印」	を	「概算払精算確認年月日 年 月 日」	と	「(署名又は押印) 年 月 日」
------------	---------------	---	-----------------------	---	---------------------

「資金前渡職員名」と「執行機関内訳名」及び「附記事項」と「目的地」に

「旅行行程」を	「附記事項」	とし、「旅行者確認請求印」と
---------	--------	----------------

「受領印」
 「受領確認 (署名又は押印)」

「旅行者確認兼請求」

「交通手段 1：鉄道等 2：公用車(宮城県内) 3：公用車(宮城県外) 4：自家用車運転(宮城県内) 5：自家用車運転(宮城県外) 6：自家用車同乗(宮城県内) 7：自家用車同乗(宮城県外) 8：路線バス(宮城県内) 9：徒歩(宮城県内) 10：船舶 11：航空機又は高速バス」

説明 【手】：手入力行程 【被】：複数から選択 【移】：移動開始地

別添録1(㏽S1S11)㏽

「概算払精算確認年月日印」
 「概算払精算確認年月日 (署名又は押印)」

別添録1(㏽S11)㏽

金前渡職員名」㏽「執行機関内訳名」㏽「旅行者確認兼請求印」

「受領印」
 「受領確認 (署名又は押印)」

「旅行者確認兼請求」

別添録1(㏽S11S1)㏽

「旅行者確認兼請求印」

「概算払精算確認年月日印」
 「概算払精算確認年月日 (署名又は押印)」

別添録1(㏽S11S11)㏽

「資金前渡職員名」㏽「執行機関内訳名」㏽「旅行者確認兼請求印」

「受領印」
 「受領確認 (署名又は押印)」

「旅行者確認兼請求」

「概算払精算確認年月日印」
 「概算払精算確認年月日 (署名又は押印)」

別添録1(㏽S1S11)㏽

「資金前渡職員名」㏽「執行機関内訳名」

「到着地」
 「新居住地の種別」

「到着地」
 「旅行者確認兼請求印」

「受領印」
 「受領確認 (署名又は押印)」

「旅行者確認兼請求」

別添録1(㏽S1S11)㏽「旅行者確認兼請求印」㏽「旅行者確認兼請求」

在勤庁	起点名	居住地の住所	起点名	新居住地の別		
				1 公営	2 自宅	3 その他
旧						
新						

㏽

在 勤 庁	居 住 地 の 住 所
旧	
新	

「M・T・S・H」を記入。

別表第一(その五)中

「概算払精算確認年月日印」	「概算払精算確認年月日 (署名又は押印)」
を	に

「資」

金 前 渡 職 員 名」や「執 行 機 関 内 課 名」に

航 空 賃	現 地 交 通 費	国 内 交 通 費	宿 泊 料	旅 行 雑 費 1	食 卓 料	旅 行 雑 費 2	調 整 額	計 算 額 合 計
を								円

航 空 賃	現 地 交 通 費	国 内 交 通 費	宿 泊 料	旅 行 雑 費 1	食 卓 料	旅 行 雑 費 2	調 整 額	計 算 額 合 計
を								円

「旅行者確認兼請求印」や「旅行者確認兼請求」に

「受領印」を

「受領確認
(署名又は押印)」
に改める。

別表第二(その六(四))を削る。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日)

2 改正後の職員等の旅費支給規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する(経過措置)

旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

- 3 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。)は、新規則別表第一(その二)の定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。
- 4 改正前の職員等の旅費支給規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。
附則第七項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考3中「（昭和22年法律第67号）」を削り、同表備考8(1)口中「408,000円」を「488,000円」に改める。

別表第二中「（昭和25年法律第144号）」及び「（平成6年法律第30号）」を削り、同表備考1中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同表備考2(3)中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表備考3の改定規定に限る。）及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百七十三号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	恋愛白書バステル 2023 4月号	株式会社宙出版
二	雑 誌	恋愛宣言PINKY 4月号 2023	株式会社秋水社
三	雑 誌	COMICお杏Vol. 4 69492127	株式会社ぶんか社

四 雑 誌

実話ナックルズウルトラ vol. 24

株式会社大洋図書

五 雑 誌

実話ナックルズGOLD Vol. 30

株式会社大洋図書

六 雑 誌

実話BUNKAタブー 4月号2023

株式会社コアマガジン

七 雑 誌

50代からの男のゴラク 4月号 2023

株式会社一水社

八 雑 誌

裏モノJAPAN 4月号 2023

株式会社鉄人社

九 雑 誌

臨時増刊ラヴァーズ VOL. 30

株式会社大洋図書

十 雑 誌

芸能S級お宝特ホウV.I.I.I.P!!! VOL. 6 0196813

株式会社インテルフィン

二 指定理由

図書類の内容が、一から五の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、六から十の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百七十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛伝染性リンパ腫の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛

生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査及び遺伝子検査

○宮城県告示第百七十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月二十二日

一 実施の目的

ブルセラ症及び結核の発生产防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和三年三月五日付け二消安第五八〇〇号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）別紙一から別紙四までに規定する方法

○宮城県告示第百七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月二十二日

一 実施の目的

ヨ一ネ病の発生产防

二 実施する区域

県内一円

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、白石市、大和町、大郷町、大崎市（旧古川市及び旧三本木町の区域）、色麻町、栗原市、登米市又は南三陸町で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、大河原町、柴田町、丸森町、松島町、富谷市、大崎市、栗原市、気仙沼市又は登米市で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月二十二日

一 実施の目的

アカバネ病の発生产防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百七十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月二十二日

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月二十二日

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第百八十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月二十二日

一 実施の目的

オースキー病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月二十二日

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家きん(飼養羽数が百羽以上(ただし十羽以上)の農場において飼育されているものに限る。)のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(令和二年七月一日農林水産大臣公表)に規定する方法

○宮城県告示第百八十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

病性鑑定指針(平成二十七年三月十三日付け二六消安第四六八六号農林水産省消費・安全局長通知)及び種畜検査執務要領(平成十三年四月十六日付け一三独家七第二一七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知)に規定する方法

○宮城県告示第百八十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂(転飼及び定飼蜂群)のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第百八十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射(以下「注射」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

○宮城県告示第百八十五号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
山元東部	区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））	令和四年十一月二十一日

○宮城県告示第百八十六号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
北上	区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））	令和四年三月二十四日

○宮城県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間

変更の前後	敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）		備考
	前	後	前	後	
A	七・〇	一四・七	一〇四・八	Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	八・五	三五・〇	二二一・四		
B	七・〇	一四・七	一〇四・八		
	八・五	四〇・〇	二二一・四		

○宮城県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市二ノ浜一七八番二地先から同市二ノ浜二七八番地先まで	令和五年三月二十七日

公 告

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第六十二条の規定により、令和三年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 個人情報取扱事務の登録件数 1,463件
- 2 開示請求の件数及びその決定内容
 - (1) 件数及び決定内容

決 定 内 容

受付件数	開示						処理中
	開示	不開示	存否応答拒否	文存在	その他	処理中	
328	55	251	1	0	10	11	0

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。
 (2) 実施機関別内訳

実施機関名	件数	決 定 内 容					
		開示	不開示	非開示	存否応答拒否	文存在	その他
知事	40	13	20	1	0	1	5
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	24	11	9	0	0	0	4
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	1	1	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	4	1	2	0	0	1	0
警察本部長	234	4	220	0	0	8	2
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁業管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人権	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人宮城県立こども病院	0	0	0	0	0	0	0

公立大学法人宮城大学	25	25	0	0	0	0
合 計	328	55	251	1	0	11

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 開示請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況
 (1) 件数及び処理状況

2年度からの継続分	3年度の不服申立て	計	処 理 状 況			
			却下	棄却	一部認容	認容
5	13	18	0	0	0	18

(2) 概要

イ 宮城県個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。) に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
令和2年2月2日	措置入院関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年10月6日	顧問の記録関係文書に記載された個人情報の不存在決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年10月6日	顧問の記録関係文書に記載された個人情報の不存在決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年12月25日	職員調書関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年12月25日	職員調書関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年4月9日	保健所相談記録関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年4月9日	保健所相談記録関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年4月9日	保健所相談記録関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中

令和3年7月5日	訴訟関係文書に記載された個人情報開示請求の却下に対する審査請求	審 理 中
令和3年8月4日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年8月4日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年11月4日	監察請求関係文書に記載された個人情報の不存在決定に対する審査請求	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 0件

4 口頭による開示請求の件数 42,999件

5 訂正請求の件数及びその決定内容 10件

うち訂正決定 5件

非訂正決定 5件

6 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 3件

不服申立て年月日	件 名	処理状況
令和3年10月24日	罷免請求関係文書に記載された個人情報の非訂正決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年10月24日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の非訂正決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年10月24日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の非訂正決定に対する審査請求	審 理 中

7 利用停止請求の件数及びその決定内容 4件

うち利用停止決定 0件

非利用停止決定 4件

8 利用停止請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 3件

不服申立て年月日	件 名	処理状況
令和3年10月24日	罷免請求関係文書に記載された個人情報の非利用停止決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年10月24日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の非利用停止決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年10月24日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の非利用停止決定に対する審査請求	審 理 中

9 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 0件

10 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0件

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」とする。）第三十七条の規定により令和三年版における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

令和五年三月二十一日

宮城県知事 松 井 肇 毅

1 行政文書の開示請求及び開示決定等

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容						
	開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文 書 不 存 在	その他	処理中
1,421	648	412	5	6	76	274	0

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

区 分	件 数	決 定 内 容					
		開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文 書 不 存 在	その他
実施機関名							
知 事	1,233	608	310	5	3	56	251
公 営 企 業 管 理 者	10	1	7	0	0	1	1
教 育 委 員 会	104	29	51	0	1	12	11
選 挙 管 理 委 員 会	8	2	3	0	0	1	2
人 事 委 員 会	2	0	1	0	0	0	1
監 査 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	4	1	2	0	0	1	0

警 察 本 部 長	54	4	36	0	2	4	8
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人 機 関	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人 機 関	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人 機 関	0	0	0	0	0	0	0
公 立 大 学 法 人 宮 城 大 学	2	1	1	0	0	0	0
宮 城 県 住 宅 供 給 公 社	0	0	0	0	0	0	0
宮 城 県 道 路 公 社	2	0	1	0	0	1	0
宮 城 県 土 地 開 発 公 社	1	1	0	0	0	0	0
合 計	1,421	648	412	5	6	76	274

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 不服申立て

(1) 件数及び処理状況

2年度からの継続分	3年度の不服申立て	計	処 理 状 況				
			却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容	取 下 げ
14	10	24	1	2	4	0	2
審 査 求							15

(2) 概要

1 宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

令和3年12月7日	個人情報紛失関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年10月19日	公立高等学校定員内不合格者数関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年9月24日	県立がんセンターのあり方検討会議関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年6月14日	林地開発許可関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年4月16日	架橋事業関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年3月17日	東日本大震災報告書関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年3月14日	優生手術関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年2月3日	林地開発許可関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年2月3日	林地開発許可関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年2月3日	保育園関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年2月3日	保育園関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年1月6日	保育園関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年11月30日	コロナ検査機関関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査請求	棄 却
令和2年11月26日	立入検査関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	棄 却
令和2年11月24日	暴力行為件数等調査関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年8月26日	教員採用選考試験関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一 部 認 容
令和2年6月30日	労使紛争あっせん関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一 部 認 容
令和2年3月3日	DV相談記録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一 部 認 容
平成31年2月25日	優生手術関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一 部 認 容
不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況

令和3年12月7日	個人情報紛失関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和4年2月7日	行方不明者関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 1件

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県教職員研修受講システム運用保守委託業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教職員課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年二月二十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 エスエイティーティー株式会社 東京都千代田区神田三崎町一丁目三番十二号水道橋ビル八階

五 落札金額 二千八百三十八万円

六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年一月三十一日

教育委員会

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第一号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」を「附属機関の構成員等の給与条例」に改める。

別表（その二）中「再任用職員」や「定年前再任用短時間勤務職員」及び「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」や「第22条の4第1項」に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第1項若しくは第二項又は第六条第1項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（以下「新規則」という。）別表（その二）に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。

労働委員会

○宮城県労働委員会告示第二号

宮城県労働委員会個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十二日

宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示

宮城県労働委員会個人情報保護条例施行規程（平成十七年宮城県労働委員会告示第四号）の全部を次のように改正する。

宮城県労働委員会個人情報保護法施行条例施行規程

個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護の例による。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。

令和五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、仙台松島道路の料金の額の変更について、次のとおり公告する。

令和五年三月二十二日

宮城県道路公社

理事長 櫻 井 雅 之

一 料金変更の内容

障害者割引措置を次のように変更する。

(1) 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、宮城県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、宮城県道路公社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日発児第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき宮城県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、宮城県道路公社が別に定めるもの

なお、右記自動車がETCシステム（有料道路自動料金収受システム）を使用する料金徴収事務

の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号。以下「省令」という。）第一条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金を通行し、通行料金の納付を行うとする場合は、宮城県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたETCカード（省令第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程第三条第一号に規定するETCカードをいう。）と車載器（同号に規定する車載器をいう。）をともに使用する場合に限り、また、右記イ又はロの要件を満たす自動車以外の自動車であっても、宮城県道路公社が別に定めるものについては、宮城県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金を通行し、通行料金の納付を行うとする場合は、宮城県道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

(2) 割引率

割引率は、五割以下とする。

注 「宮城県道路公社が別に定める」とは、「有料道路における障害者割引措置実施要領（平成十五年七月三十日施行）」をいう。

二 実施予定年月日

令和五年三月二十七日から適用する。